

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 28 号
兵庫県立大学工学研究科長候補者選考規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科長（以下「研究科長」という。）候補者の選考（以下「選考」という。）等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき
- (3) 研究科長が欠員となったとき

2 前項第 1 号に該当する場合にあっては、研究科長は、選考を行った上で、理事長が定める日までに、研究科長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。

3 第 1 項第 2 号に該当する場合にあっては、研究科長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

4 第 1 項第 3 号に該当する場合にあっては、理事長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(研究科長候補者の資格)

第 3 条 研究科長候補者となることができる者は、工学研究科に所属する専任の教授とする。

(選考手続)

第 4 条 研究科長（第 2 条第 4 項に規定する場合にあっては理事長が指名する者。次項において同じ。）は、第 2 項の規定により選考を行うときは、あらかじめ教授会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定により研究科長が工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴く手続については、別に定める。

(任期)

第 5 条 研究科長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 6 年を超えることはできない。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 18 日一部改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 20 日一部改正）

この規程は、令和元年 11 月 20 日から施行する。